

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会 川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F) TEL:044-233-4852・8904
 編集兼発行人/広報委員会 http://www.km-hojinkai.or.jp FAX:044-245-0023
 Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

KAWASAKI

- 裁判員制度について……………6
- 活動報告……………5
- e-Tax推進委員会情報……………4
- 税務署からのお知らせ……………2
- 川崎消防署からのお知らせ……………11
- 主要行事・新入会員のご紹介……………10
- 税制事業継承アンケート調査の結果……………7



消費税期限内納付
 法人会 一声運動

川崎市の臨海部にあり、海釣り施設に接している区最東部の公園。東京湾岸道路と東京湾アクアラインが合流する地点を望める景観が最大の魅力。

「浮島公園」

e-Tax ご利用の皆様へ

～ ルート証明書が変わります ～

e-Taxでは、現在、財務省認証局及び財務省運用支援認証局が発行したルート証明書を利用していますが平成20年4月14日以降、e-Taxで利用するルート証明書については、政府共用認証局が発行するルート証明書（以下「新ルート証明書」といいます。）に変更されました。

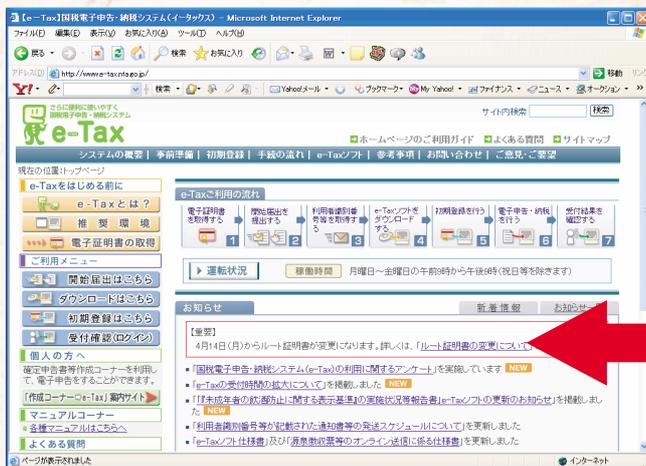
（この措置は、平成20年9月までに各府省認証局が廃止され、各種の証明書は政府共用認証局より一元的に発行されることによるためです。）

この為、今まで e-Tax をご利用されていた方も、平成20年4月14日以降に、e-Tax をご利用いただく場合は、事前に新ルート証明書をインストールする必要があります。

ルート証明書とは？

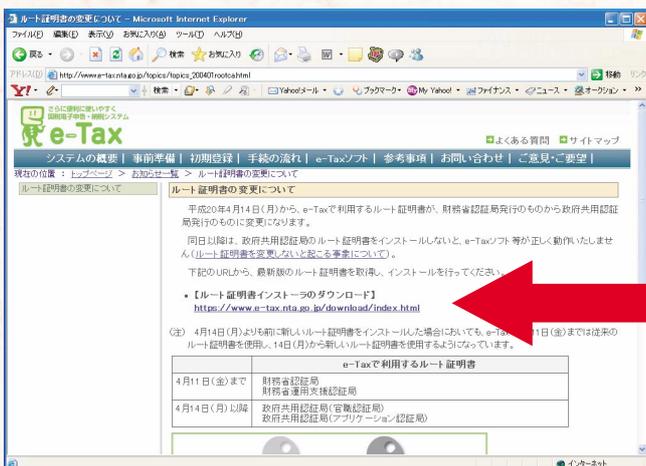
ルート証明書とは、証明書の発行元の正当性を証明する証明書のことです。（ここでいう発行元が認証局です。）e-Taxソフトをご利用するためには、ルート証明書をパソコンに組み込む必要があります。組み込んだルート証明書は、配布プログラム、受付システム送信データ、納税証明書等が、本当に国税庁のものであるかを確認するために使用されます。

新ルート証明書をインストールするためには、e-Taxホームページから「ルート証明書インストーラ」をダウンロードしてください（以下の画面は4月2日のものです。）。



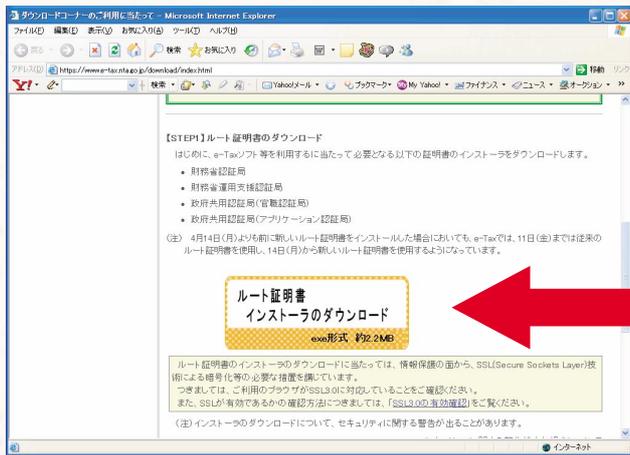
ルート証明書をインストールするためには、まず e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) のメニュー画面から、**ルート証明書の変更について** をクリックします。

ここをクリック



ルート証明書の変更について画面が開きますと、その中の**ルート証明書インストーラのダウンロード** (<https://www.e-tax.nta.go.jp/download/index.html>) をクリックします。

ここをクリック



ルート証明書インストーラのダウンロード画面が開きますと、その中の

ルート証明書
インストーラのダウンロード

exe形式 約2.2MB

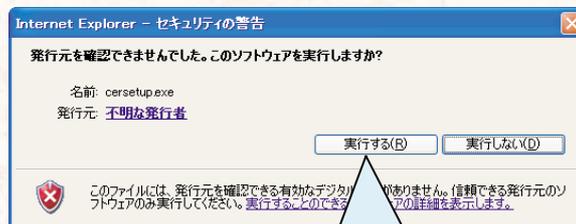
をクリックします。

ここをクリック

クリックすると、以下の警告が出ますが、いずれも「実行」、「実行する」をクリックします。



ここをクリック!



ここをクリック!



ここをクリック!

そうすると、電子証明書セットアップ画面が開きますので、「インストール」をクリックします。

そうすると、自動的にルート証明書のインストールが完了しますので、画面を閉じて終了となります。

(上記は Microsoft Windows XP の場合で解説しています。Vista 等をご使用されている方は、国税庁ホームページをご確認ください。)

4月14日以降、新しいルート証明書をインストールしないまま e-Tax を利用すると、ログインできない等正しく動作しなくなりますので、利用の際には事前に新ルート証明書をインストールしてください。



既に4月14日以降に利用して「受付システムから応答がありません。」等のメッセージ表示等を確認して、e-Tax データが送信できなかった方は、改めて新ルート証明書のインストールをしていただければ、送信できるようになりますので、手続きをお願いいたします。

川崎南税務署 法人課税第1部門 法人審理担当

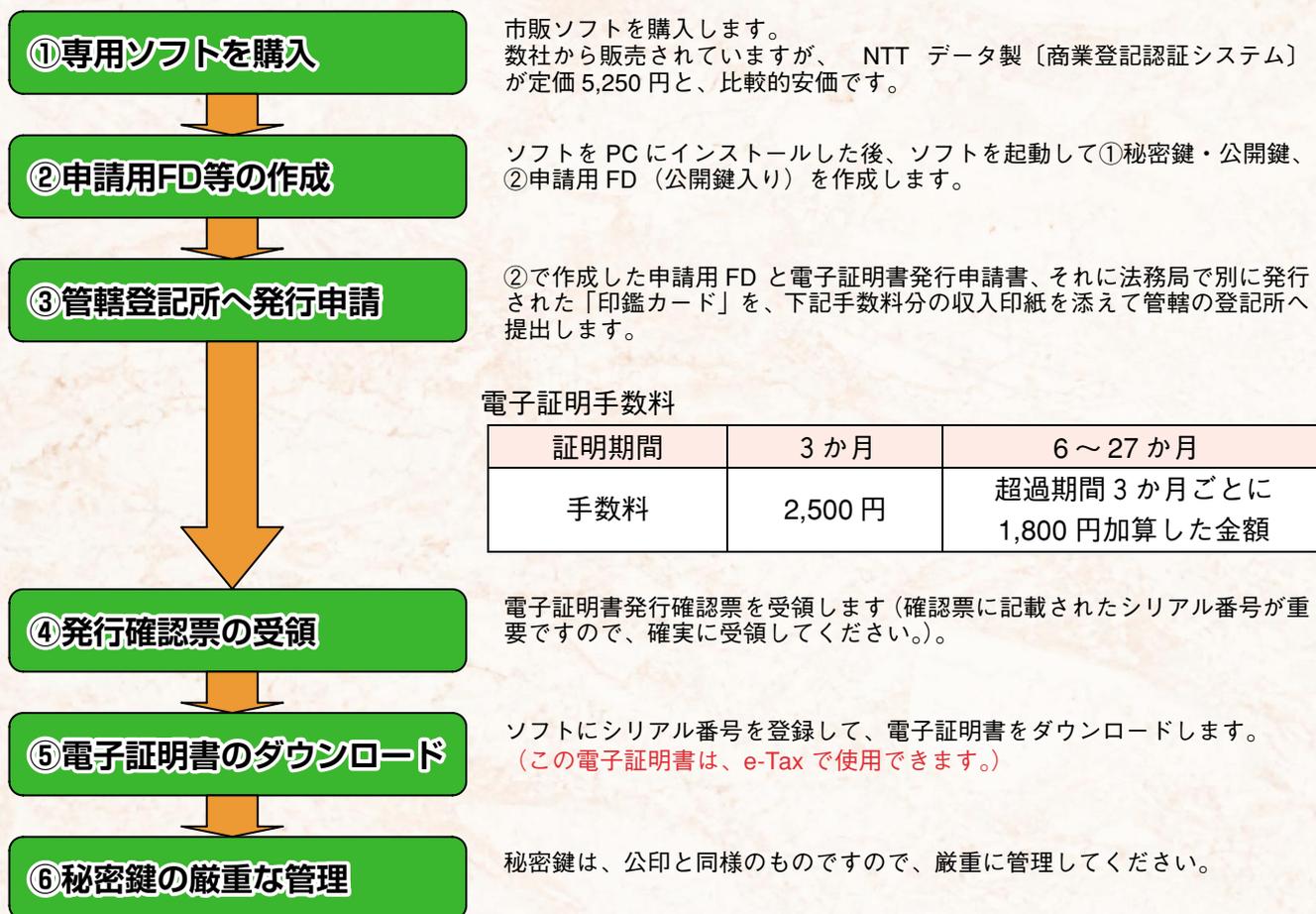
e-Tax推進委員会情報

※ 商業登記に基づく「電子証明書」取得の方法について ※

国税電子申告・納税システム（e-Tax）に限らず、行政手続で電子証明書を利用したオンライン申請が広がりを見せています（主な申請先・・・法務省、厚生労働省、財務省、国税庁、特許庁など）。

既に電子証明書を取得されている企業もありますが、多くの中小企業では行政手続に有効な電子証明書を入手されていないと思われます。

ここでは、基本的に全法人が入手可能である「商業登記に基づく電子認証制度」において、電子認証登記所が発行する「電子証明書」の取得手続について、簡単に解説いたします。



電子証明は、行政機関だけでなく既に電子商取引等でも使用されていることから、将来益々重要性が増すものと考えられます。

法人会会員の皆様も、そろそろ電子証明取得の検討を始められてはいかがでしょうか。

（社）川崎南法人会では、現在国税当局が推し進めています電子申告・納税システム（e-Tax）の普及を図るため、e-Tax推進委員会を発足いたしました。

委員会では、会員の皆様に対して、今後e-Taxに係る情報提供や研修の機会等を企画・実施して参りたいと考えております。

会員の皆様には、申告や申請・届出など、国税に係る手続につきまして、是非e-Taxをご利用されますよう、お願い申し上げます。

東第1支部

税務研修会及び意見交換会



森上席

2月28日(木)、川崎市教育文化会館会議室において研修会が開催されました。川崎南税務署から法人課税第1部門の森上席調査官と資産課税部門の福村統括官を講師にお迎えし、森上席調査官には「寄付金について」、福村統括官には「相続税・贈与税における相続時精算課税制度のあらまし」など詳しく説明していただきました。研修後の意見交換会では鈴木清孝副署長、法人課税第1部門三條弘嗣統括官と役員幹部の方々とのお名刺交換など、交流を深めました。

女性部会

年度末研修会及び意見交換会



渡部英明先生



鈴木清孝副署長

になる税金の話」をテーマに平成19年度4月から実施されている年金分割制度の話を中心に、またそれに伴った財産分与等、ユーモアを交え分かりやすく説明して頂きました。

第二部は川崎南法人会の法律相談の顧問弁護士渡部英明先生に「相続に関する諸問題」と題して具体的な内容を説明、はじめに市民相談を通じての傾向としては被相続人の債務の関係、又遺言、遺産分割等の相談が多い事や処理にあたっての教訓となった話など分かりやすく説明され、部会員の皆様も真剣に耳を傾けられていました。講演後は佐野署長をはじめ、署の幹部の方々、講師の渡部英明先生にも参加を頂き杯をかたむけながら楽しく歓談し時間の過ぎるのも忘れる程でした。

3月18日(火)、東田公園内コミュニティーハウス“さくら”にて研修会を開催、第一部は川崎南税務署の鈴木清孝副署長を講師にお迎えし「気

幸支部合同

税務研修会及び意見交換会



福村統括官



森上席

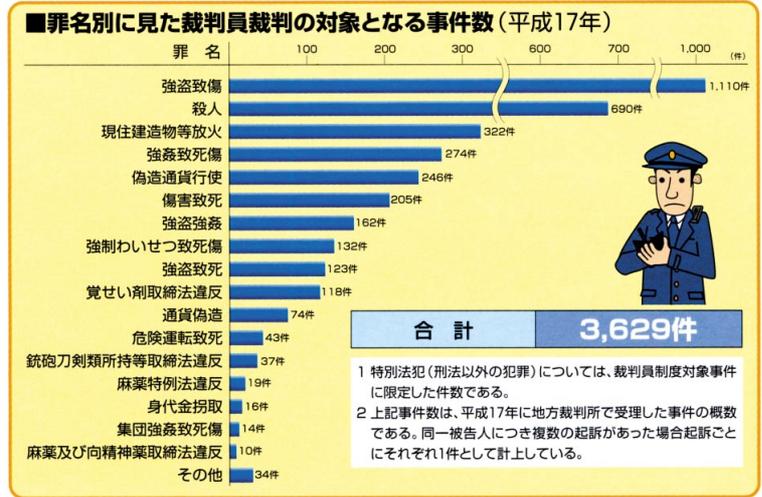
平成19年度支部全体の事業としては最後の税務研修会及び意見交換会が3月26日(水)にカメラリアホールにて開催されました。幸支部1から4支部全体での研修会は初めての開催です。川崎南

税務署から法人課税第1部門の森上席調査官と資産課税部門の福村統括官を講師にお迎えして、南郷昭幸第1支部長の司会で、森上席調査官には「寄付金について」の研修、また福村統括官には「相続税・贈与税における相続時精算課税制度のあらまし」の研修を普段あまり聞くことのない相続税・贈与税の話を中心に説明を頂きました。研修後は意見交換会に入り、高橋久之幸第2支部長の挨拶で始まり、続いて山下秀男会長・鈴木清孝副署長の挨拶後会員の皆様と名刺交換や、また個々には税務の話などで大いに盛り上がりました。最後に金子英雄幸第4支部長が挨拶のなかで、今後、このような研修は年2回位は開催したい旨話され会員の皆様に協力をお願いしました。

Q1 裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ①人を殺した場合（殺人）
- ②強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）



Q2 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

① 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。

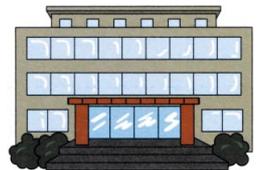
② 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

③ 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

④ 裁判員が選ばれます。除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。



ひとくさ

南法人会 一口コラム



「カナリヤ倍」という言葉をご存知でしょうか？若い女性の会話にたまに出てきます、…どう聞いても「カナリヤ倍」と言っているのですが、

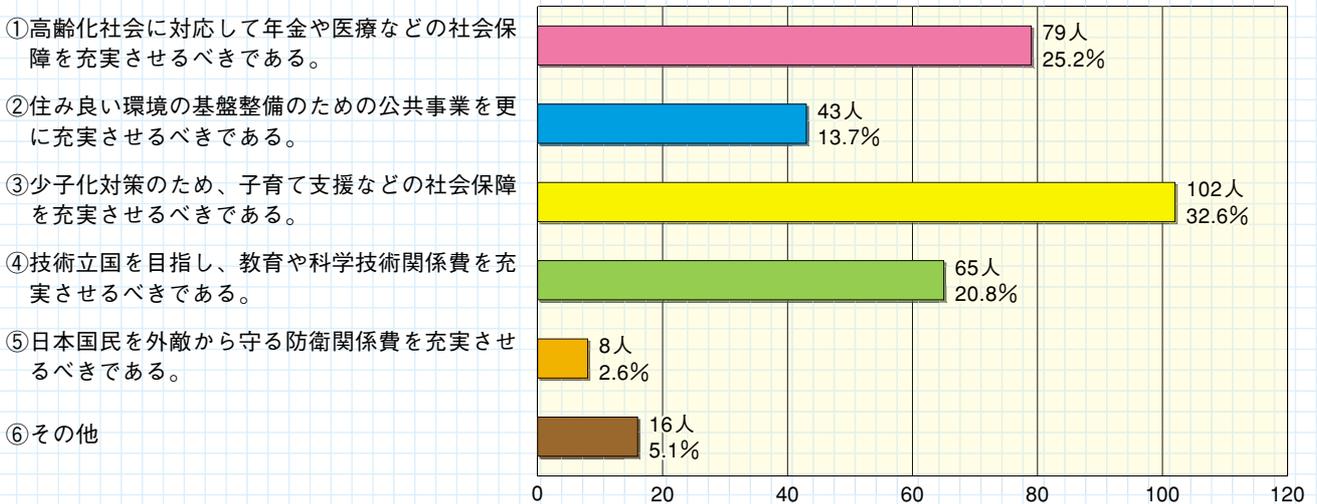
話の前後からすると、それは「かなり、やばい」の事なのです、言葉を面白半分に変えたり省略は、まだしもアクセントを変えるのは困りますね、クラブ、サークル、バイク…等々以前から多少はありましたが、若者言葉や英語（カタカナ語）の氾濫で日本語の将来は暗い？ですね、…これは有名な話ですが明治維新の時、京都に全国から集まった倒幕の面々、ところが各地の訛りで話が、まるで通じない…そこで仕方なく筆談で、やっとどうにか意志の疎通が出来たとの事、これが元で明治政府が後に共通言語（標準語）を作るきっかけになったとも伝えられています。今に日本人同士の翻訳機が登場するかもしれませんね。

税制・事業継承についてのアンケート集計結果

対象：全国の青年部会（442会） 回収数：309会 回収率：70%

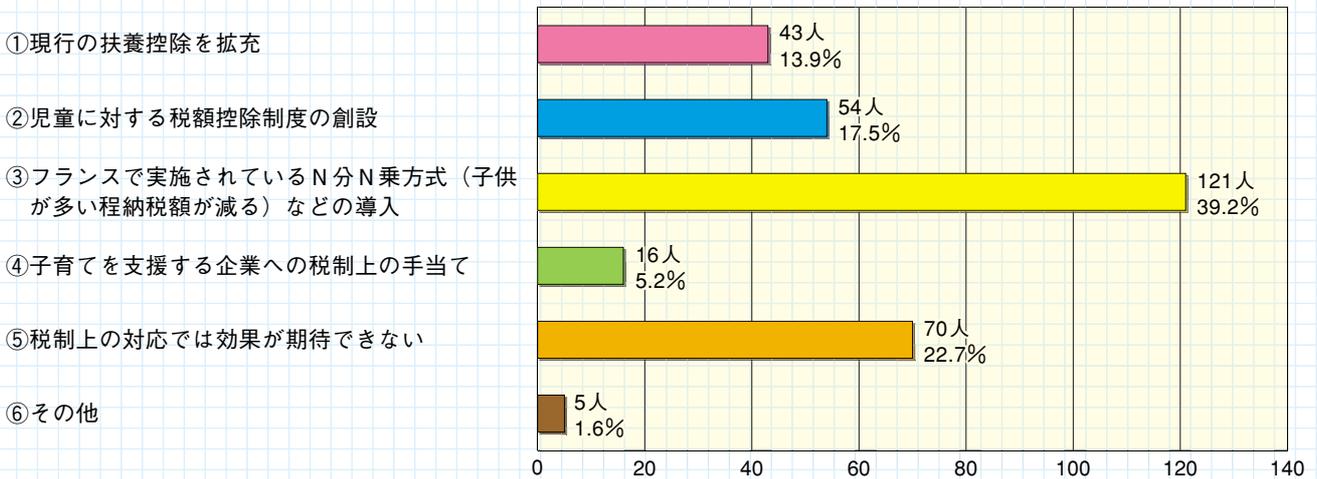
1 税の使い道

税の使い道に関して、どれが最も大切なことだと考えますか。



2 少子化対策

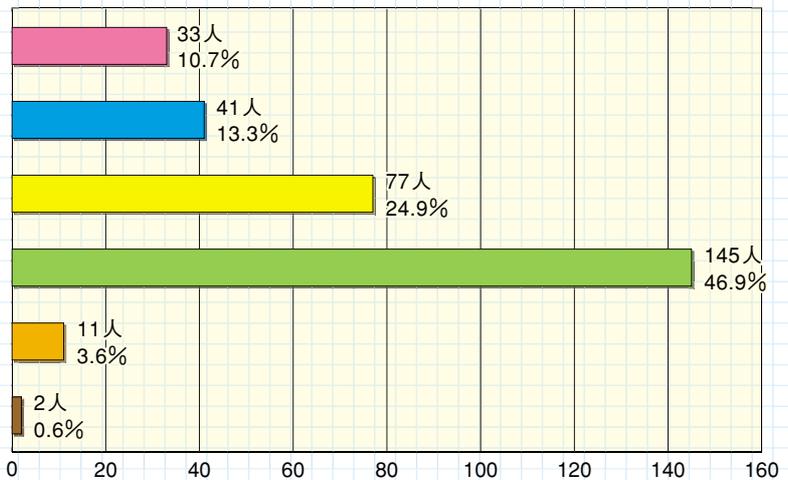
少子化対策については、国の基本政策として取り組む重要な課題であり、行政面をはじめ総合的な施策を講じることが肝要です。その一環として、税制上の措置で有効な施策はどれであると考えますか。



3 消費税率の引き上げ

消費税率の引き上げは、景気の動向や行財政改革の推進と関連してこれからの大きな課題となります。これについて、あなたはどのように考えますか。

- ① 財政再建のため、特に国家の長期債務返済の財源として引き上げざるを得ない。
- ② 安心できる社会保障制度の確立のため、引き上げざるを得ない。
- ③ 景気情勢や構造改革の進展状況を勘案したうえで、引き上げるべきである。
- ④ 国・地方の歳出削減、行政改革が進まない限り、引き上げるべきではない。
- ⑤ 国民に負担増を求めるような消費税率の引き上げは、絶対に行うべきではない。
- ⑥ その他

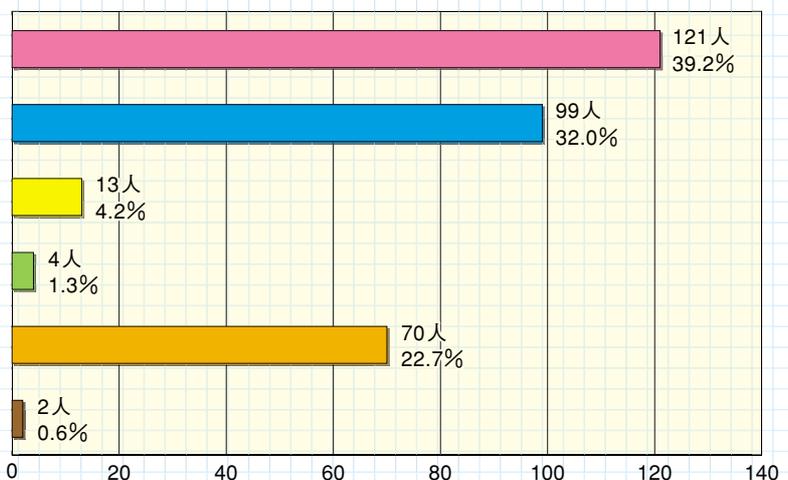


4 中小企業の事業承継

法人会では、中小企業が地域に果たしている役割を考え、事業承継税制の確立を求めています。事業承継に関して、お考えをお聞かせ下さい。

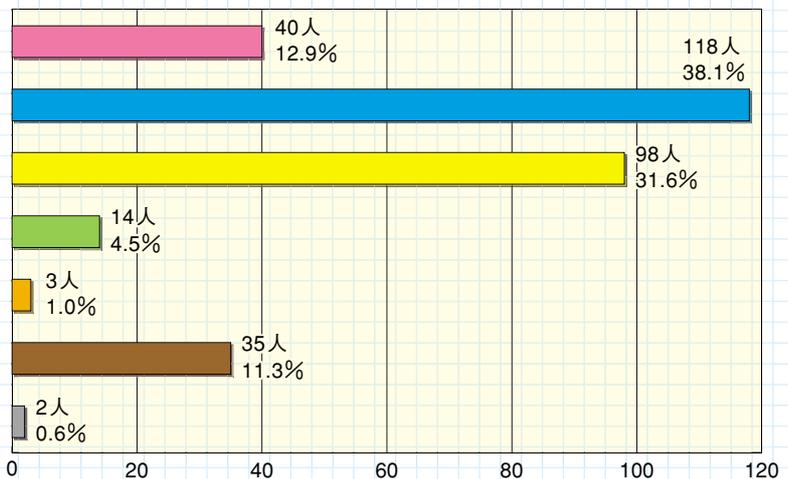
(1) 次の世代への事業承継についてどうお考えですか。

- ① 子や親族などを後継者として事業を承継したい
- ② 子や親族などにこだわらず、社内・社外から登用して事業を継承したい
- ③ 後継者に事業承継せず、事業売却や廃業を検討したい
- ④ 既に後継者に事業承継した
- ⑤ まだ考えていない
- ⑥ その他

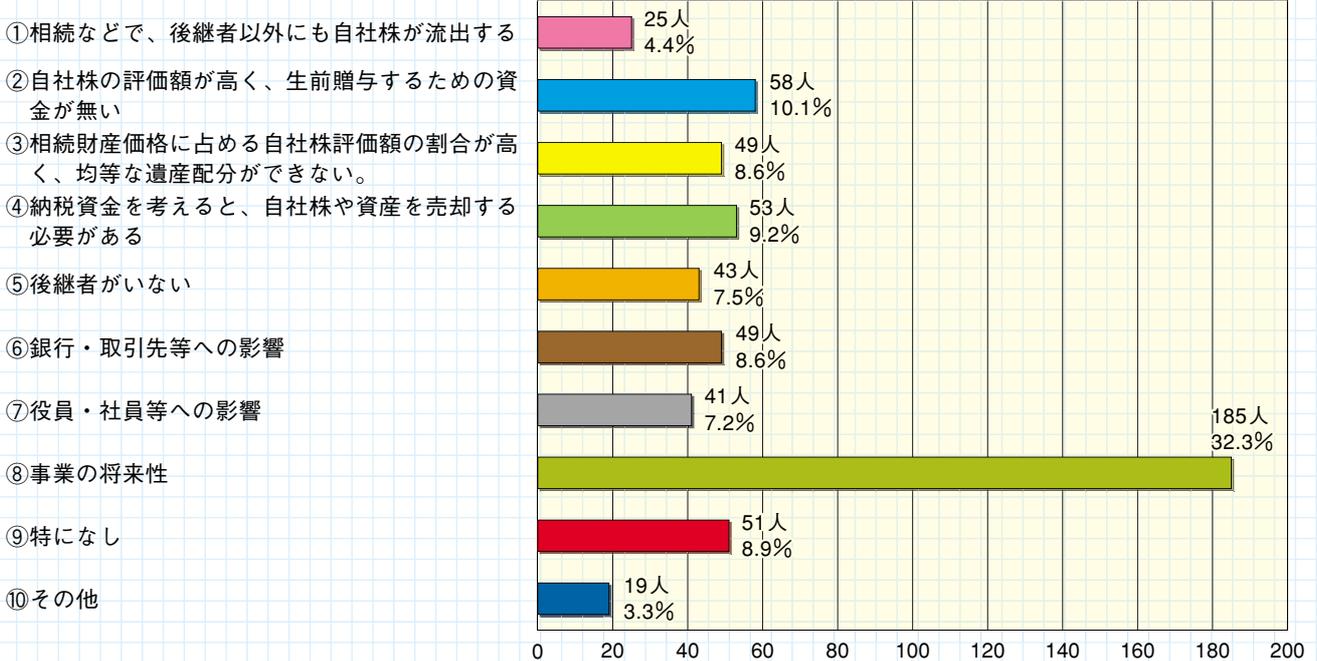


(2) 何歳くらいで事業承継をしたいと考えておりますか。

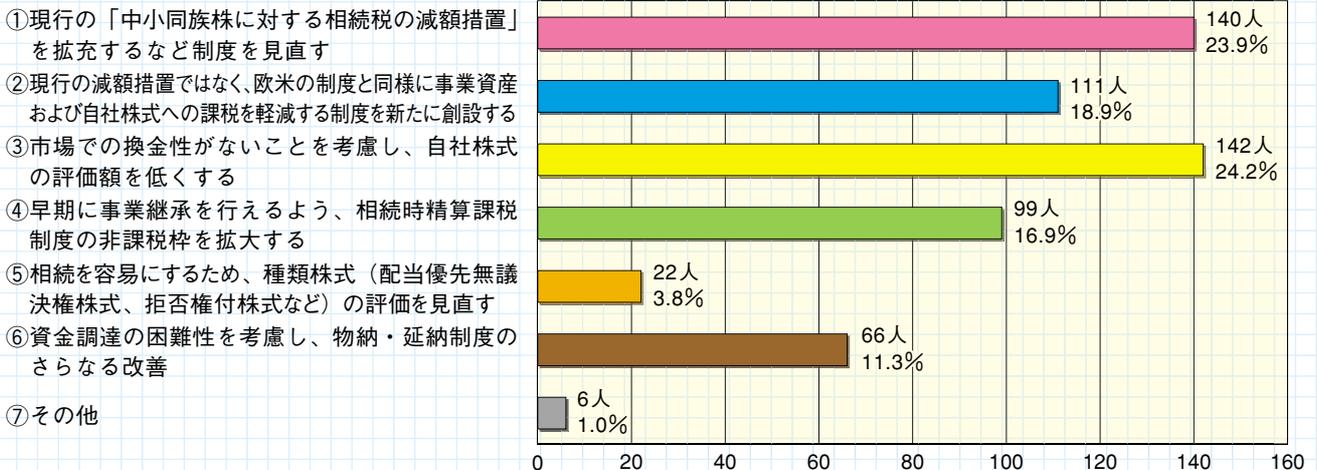
- ① 50歳代
- ② 60歳代前半
- ③ 60歳代後半 (65歳含む)
- ④ 70歳代
- ⑤ 承継しない
- ⑥ わからない
- ⑦ その他 (すでに継承済みなど)



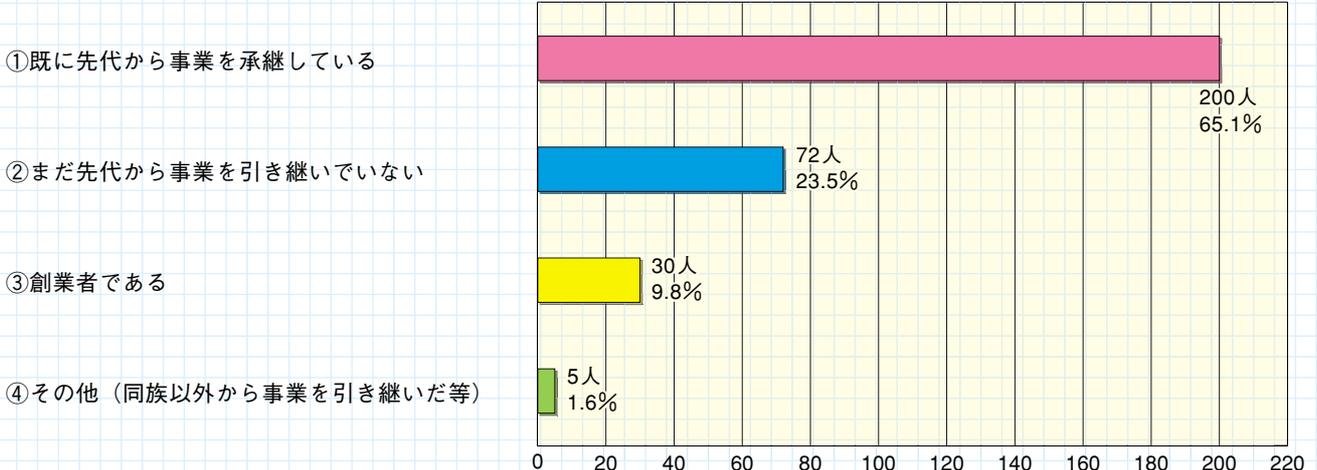
(3) 事業承継を行うに当たっての問題点を次の事項から2項目お選び下さい。



(4) 事業承継を行うに当たって、税制上優遇してもらいたい事項を2項目お選び下さい。



(5) 事業承継に関して、あなたの現在の状況をお聞かせ下さい。



川崎南法人会 主要行事予定

5 月

5月 7日(水)	午後6:00～	幸第3支部総会	カメラホール
5月 8日(木)	午後1:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月 8日(木)	午後5:00～	東第2支部総会	松月庵
5月 9日(金)	午前11:00～	広報委員会	川崎信用金庫本店営業部2階
5月14日(水)	午後3:00～	女性部会総会並びに30周年記念式典	川崎日航ホテル
5月15日(木)	午後2:00～	源泉部会研修会	川崎南税務署5階会議室
5月16日(金)	午後1:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室
5月16日(金)	午後5:00～	青年部会総会	カメラホール
5月20日(火)	午後4:00～	源泉部会総会	カメラホール
5月21日(水)～10日間		初級簿記講習会	川崎商工会議所
5月23日(金)	午後2:30～	第41回通常総会	川崎日航ホテル

6 月

6月 5日(木)	午前8:15～	日帰りバス研修旅行	大宮鉄道博物館と長瀬ライン下り
6月 6日(金)	午後1:30～	東第2支部役員会	石川商事会議室
6月 6日(金)	午後5:30～	青年部会税務研修会及び意見交換会	カメラホール
6月 9日(月)～13日 5日間		パソコン教室	ユーコービジネスマシン(株)会議室
6月12日(木)	午後1:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
6月18日(水)	午後2:00～	源泉部会研修会	川崎市教育文化会館

7 月

7月 4日(金)	午後4:30～	広報委員会	カメラホール
7月 4日(金)	午後6:00～	実務経理セミナー	川崎商工会議所
7月 8日(火)	午後1:30～	決算法人説明会	川崎南税務署5階会議室
7月17日(木)	午後1:30～	救急救命講習会	川崎市消防署4階
7月18日(金)	午後1:30～	救急救命講習会	川崎市消防署4階
7月18日(金)	午後1:30～	新設法人説明会	川崎南税務署5階会議室
7月26日(土)		県連	秦野駅～ヤビツ水源

新 入 会 員 の ご 紹 介

(平成20年1月25日～3月31日)

支部名	法 人 名	代 表 者	所 在 地	業 種	紹 介 者
東2	特定非営利活動法人サナエ	佐藤 高雄	川中島 1-13-6	訪 問 介 護	吾妻樹脂工業
東2	(有) ネットウイン	國吉 典子	観音 1-16-21	電 機 通 信	A I U 保 険 会 社
中央1	エスユナイテッド(株)	平井 晋哉	砂子 1-5-25 大黒屋ビル 4F	鉄・非鉄スクラップ	事 務 局
中央2	(株) マ イ ン ド	屋代 真吾	東田町 6-2 ミヤダイビル 8F	ソ フ ト ウ ェ ア 開 発	大 同 生 命 保 険
東3	(有) 産 業 商 事	相澤 正美	殿町 2-5-12	飲 食 店	アメリカーンファミリー
南1	川崎信用金庫渡田支店	千歳 博紀	渡田 1-16-1	金 融 業	石田屋柏倉商店
南3	(有) コ ン フ ィ デ ン ス	笹川 幸江	境町 12-16	卸 売 業	事 務 局
中央1	東亜テクノプラント(株)	樋川 和義	砂子 1-5-22	プ ラ ン ト 事 業	A I U 保 険 会 社
東1	(株) ネ ッ ト プ ラ ス	冨 永 来	富士見 1-2-1-129	コ ン プ ュ ー タ ソ フ ト	大 同 生 命 保 険
南1	(株) エ コ ー サ ー ビ ス	端慶覧 朝雄	渡田 2-13-14	カ ラ オ ケ ・ レ ン タ ル	アメリカーンファミリー
中央3	(株)ア ー ト ハ ウ ス サ ー ビ ス	伊藤 忠利	小川町 11-9 アートビル 3	不 動 産 ・ 建 物	三 五 紙 業 (株)
幸1	光 陽 特 殊 工 業 (株)	池 利夫	南幸町 1-3	土 木 ・ 吹 付 工 事	(株) 青 木 製 作 所
東3	(株) き ら り	堀安 吉城	江川 1-9-12	ものづくり人材育成・紹介・ 派遣・精密部品製造	(株) ナ カ コ ウ ジ
幸4	(株) オ ー ク ラ	浜寄 実	小倉 886	建 築 ・ 設 計 ・ 施 工	三 五 紙 業 (株)
南2	(株) イ イ ズ カ	飯塚 正芳	小田 5-2-13	事 務 機 器 販 売	阿 部 石 材 店
幸2	(有) 林 電 設	林 善彦	遠藤町 8	電 機 設 備 工 事 請 負	三 五 紙 業 (株)
幸3	(株) カ ラ サ ワ	柄澤 幹男	塚越 4-314-2-612	建 設 業	A I U 保 険 会 社
東3	(株)ホームケアサービス・ニイダ	新井田 知成	塩浜 4-13-3・1F	引越・リサイクル品販売	島 田 電 設 工 業
幸2	東芝ソフトウェア・コンサルティング(株)	野口 国雄	小向東芝町 1	サ ー ビ ス 業	事 務 局
幸4	(有) 新 立 工 業 所	小野寺 哲夫	小倉 445-8	配 管 業	大 同 生 命 保 険



油を使用中に
うっかり忘れたことは
ありませんか？



コンロの上に
燃えやすい物を
置いて
いませんか？



● どうして火事に ●

天ぷら油火災多発



火事
だー!!



設置しましたか？

住宅用火災警報器

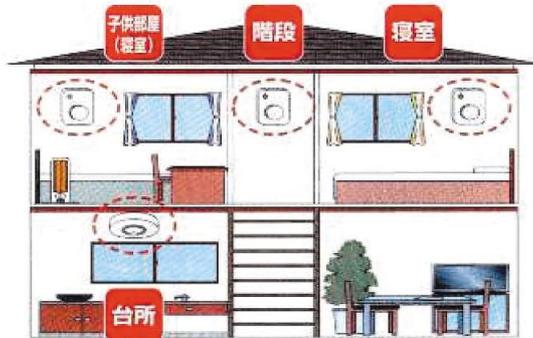
平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者を減らすことを目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が、平成18年6月1日から義務づけられました。

○既存住宅は **平成23年5月31日**まで猶予期間がありますが、大切な命を守るため早期の設置をお願いします。

設置場所は…

寝室・台所・階段のほか、住宅形態等により設置を要する場合があります。

アパートやマンションなどで自動火災報知設備の感知器又はスプリンクラー設備が設置されていない住戸にも住宅用火災警報器の設置が必要です。



お近くの防災設備等取扱い店・ホームセンター等でご購入頂けます。

お問い合わせ

川崎市消防局予防部予防課 〒210-8565 川崎市川崎区南町20-7 TEL.044-223-2703-2705
ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/84/84fire/>

川崎消防団では、消防団員を募集中です！

地域を守る！熱いハートのある方を募集しています。

お問い合わせ：川崎消防署予防課 TEL 223-0119

● 税務無料相談 ●

- 相談日：毎週火曜日 午後1時～3時
3月の相談日／13日(火)、20日(火)、27日(火)
4月の相談日／3日(火)、10日(火)、17日(火)
- 場 所：社団法人 川崎南法人会事務局
☎ 044-233-4852
川崎区宮前町 8-15 パールビル 3F

● 法律無料相談 ●

- 相談日：毎月第2・4火曜日 午後1時～3時
- 場 所：横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡下さい。(☎ 044-233-4852)